

出席停止について

感染性の病気にかかった場合、学校保健安全法で出席を停止させることになっています。詳しい内容は、下記をご覧ください。もし、指定された病気にかかった場合は、医師の登校の許可〈証明書〉を得てから登校することになります。(欠席扱いにはなりません。)

*令和2年度から、病院で証明書を渡すことになりました。

*詳しくは学校HP「[治療証明書について](#)」をご覧ください。

◆出席停止の対象になる病気◆

	病名	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る）痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、鳥インフルエンザ	<p>治癒するまで</p> 
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過しかつ解熱後2日を経過するまで。 (未就学児は3日を経過するまで)
	百日咳	特有なせきが消失する、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで。
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺が出た後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	感染の恐れがないと認められるまで
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス	<p>病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで</p>
	その他の感染症 <ul style="list-style-type: none"> ・溶連菌感染症 ・ウイルス性肝炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑（リンゴ病） ・ヘルパンギーナ ・マイコプラズマ感染症 ・感染性胃腸炎 (流行性嘔吐下痢症) <p>など</p>	<p>※その他の感染症の出席停止は、医師の診断により変わります。医師に出席停止の有無を確認してください。</p> 

